

事後評価対象 営繕事業概要

平成 19 年 2 月 20 日

営 繕 部

営繕事業評価対象施設位置図



平成18年度 営繕事業の事後評価書(原案)

事業概要	事業名：名古屋税関コンテナ検査センター貨物検査場	
	事業費予算化年度：平成14年度	事業完成年度：平成15年度
	全体計画額：181百万円	
事業概要	事業目的：名古屋税関コンテナ検査センターに貨物検査場を増築する事で、 輸出入されるコンテナ貨物における大型X線検査の 迅速化と効率化、及び利用者の利便性の向上を図る。 事業場所：愛知県海部郡飛島村西浜28 構造・規模：鉄骨造 平屋建て	
	評価の内容	費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 ・費用便益比(B / C) 事後評価時の投資効率性 = 1.6 事業効果の発現状況 次のような効果の発現が認められます。 ・他の検査場検査や現場検査が大幅に減少したことにより、利用者の利便性の向上、 及び検査業務の効率化が図られています。 ・検査場を整備したことによって、検査職員の安全性が確保されています。 ・検査場をセンター場内に増築したことで、線画像検査担当者が容易に開閉検査に 立ち会うことができるようになり、同担当者の画像解析技術の向上に寄与しています。 事業実施による環境の変化 ・特にありません。 社会経済情勢の変化 ・名古屋港をスーパー中樞港湾に指定(平成16年7月) ・名古屋港における輸出入コンテナ貨物量は年々増加(平成18年:約250万TEU推計値) ・総合物流施策大綱(2005-2009)策定(平成17年11月) ・飛島ふ頭南地区で国際海上コンテナターミナルの平成17年度供用開始 などコンテナ貨物の輸出入に関して名古屋港の税関業務の重要性は依然と高い。
対応方針(案) 今後の事後評価の必要性 ・事業効果の発現状況が概ね十分であり、社会経済情勢の変化にも適合していることから、 事業の目的を果たしていると判断できるため、再度の事後評価の必要性はないと考えます。 改善措置の必要性 ・事業効果の発現状況が概ね十分であり、社会経済情勢の変化にも適合していることから、 事業の目的を果たしていると判断できるため、改善措置の必要性はないと考えます。 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性 ・同種事業の計画・調査のあり方に関しては、当該事業の評価の結果、特に見直しの 必要性はないと考えます。 ・事業評価手法の見直しに関しては、引き続き検討を行っていく必要があると考えます。		